

県住新聞

発行者

県営住宅指定管理者
(代表)
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
住所:宮崎市潮見町20番地1
電話:0985-22-8142

見守り活動を 実施中

地区管理会社では、単身高齢者等の安心・安全な生活をサポートするため、見守り活動を月1回実施しています。

団地巡回時に外からの見守りや声かけ活動を実施し、普段の生活で困っていること、不便を感じていることなどをお聞きして、早い対応を心がけております。

入居者の皆さまが日々安心して暮らせるように環境作りに気を配り、また貢献できるよう皆さまの立場に立って活動してまいります。

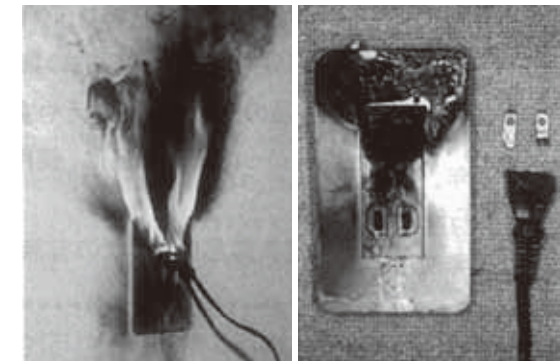
ご意見やアドバイス等がございましたら、どんな事でも結構です。下記の下記の担当管理会社までご連絡ください。



トラッキング現象による火災に注意!



トラッキング現象とは、コンセントに差し込んだプラグのさし刃間に付着した綿ほこり等が湿気を帯び、微少なスパークを繰り返して、やがて、さし刃間に電気回路が形成され出火する現象を言います。



トラッキング現象による火災は、隠れた部分で発生することから、発見が遅れ思わぬ被害になる場合があります。このような火災を防ぐためには、コンセントに差し込んだままのプラグ等に、ほこりなどがついてないか定期的に点検し、清掃するように心がけましょう。

水回りの点検をしましょう!!



最近、洗濯機のホースが外れて階下の入居者に迷惑をかけたたり、排水のホースが洗濯機の振動等で外れて水漏れがあるなど、階下の部屋の天井板等の修繕費が発生しています。ホース等がしっかりと挟まれているか、点検をしましょう。また、台所の排水の詰り等が原因で水漏れが発生していますので、料理中の生ゴミ等をしっかりと取って流しましょう。

団地内の生活のきまり

自治会への加入

入居者の皆さんが団地生活を快適に過ごせるよう、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防災、防犯活動などを行う自治会は重要な役割を果たしています。全員が積極的に自治会に加入し、住みよい団地づくりを心がけましょう。



ペットの飼育禁止

団地内では動物を飼ってはいけません



県営住宅では犬、猫、鳥などの動物を飼うことを禁止しています。

におい、鳴き声やペットによるせんそくアレルギーなどで他の入居者に迷惑をかけるので、ペットの飼育は絶対にしないでください。

また、一時預かりや、野良猫などへのエサやりも禁止です。

騒音

テレビ、ステレオ、楽器などの音やドアの開け閉め、室内を走り回る音など



は、隣近所の迷惑にならないように心がけましょう。大きな音が立たないように、床にマットやカーペットを敷いたり、テーブル、イスの脚にゴムキャップをつけるなど、工夫することも一つの方法です。

家財保険の加入

水漏れなどにより、階下の方に損害を与えた場合、その賠償金は入居者負担となり、高額になる場合があります。

できる限り家財保険に加入するようにしましょう。



違法駐車

団地内の道路には、車を止めないようにしましょう。子どもの飛び出し事故の原因になったり、消防車や救急車などの緊急車両の通行ができなくなります。



～ご案内～

私たち宅建業協会は、平成27年度から平成29年度についても、引き続き県営住宅の管理を行います。県営住宅指定管理者として3期9年間の実績を生かし、皆様の窓口としてサービス向上に努めてまいります。

受付窓口の担当会社に変更となる団地があります。案内文書については、後日配布いたしますので詳しくは、そちらをご覧ください。

